



茨城労働局発表
平成 24 年 9 月 28 日

【照会先】
茨城労働局労働基準部部賃金室
室長 野口 清
室長補佐 米山 清三
電話 029 - 224 - 6216

茨城県特定（産業別）最低賃金額の改正諮問

- 1 茨城労働局長（中村 俊一）は、茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志弁護士、以下「審議会」という。）に対し、茨城県特定（産業別）最低賃金（現行の最低賃金は別表）の改正について諮問しました。
- 2 茨城県特定（産業別）最低賃金の改正については、関係労使の申出により 8 月 27 日、審議会に対し同最低賃金の改正の必要性について諮問していましたが、9 月 19 日に開催された審議会において現行の 4 つの特定最低賃金について「改正の必要性あり」の結論に至ったことから、同日付で改正についての調査審議を求める諮問を行ったものです。
- 3 今後の予定としては、審議会内に公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員からなる 4 つの専門部会を設けて調査審議を行います。さらに 10 月下旬までに審議を終了し、関係労使の異議申出等の手続を行ったうえで 11 月下旬に最低賃金額が決定し、官報掲載手続きを経て 12 月下旬に発効する見込みです。

別表

茨城県特定（産業別）最低賃金額

件名	時間額	効力発生日
鉄鋼業	799円	平成23.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	783円	平成23.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	776円	平成23.12.31
各種商品小売業	750円	平成23.12.31

(参考資料)

1 「特定(産業別)最低賃金」とは

特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国で246件の最低賃金が定められています。

2 特定(産業別)最低賃金の決め方

特定(産業別)最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

